

南越前町空家等対策計画改定業務委託プロポーザル実施要領

1 実施の目的

本業務は、平成 30 年 3 月に策定し、令和 4 年 3 月に更新した南越前町空家等対策計画の改定業務である。令和 5 年 12 月 13 日に一部改正された空家等対策の推進に関する特別措置法（平成 26 年法律第 127 号。）や本町の現状等を踏まえ、課題と方針を整理し、より効果的な空家対策実施される計画への改定を目的とする。実施に当たっては、価格のみではなく、事業者（配置する従事者を含む。）に係る業務実績、専門性等を勘案し、総合的な見地から判断して最適な事業者と契約を締結する必要があることから、プロポーザル方式により契約の相手方となる候補者を選定するものとする。

2 業務の概要

- (1)業 務 名 南越前町空家等対策計画改定業務委託
 - (2)業 務 内 容 南越前町空家等対策計画改定業務委託仕様書のとおり
 - (3)業 務 期 間 契約締結日の翌日から令和9年3月26日
 - (4)契約上限金額 4,587,000円（消費税および地方消費税を含む）
- 注）参考見積書の金額が契約上限金額を超過した場合は失格とする。

3 プロポーザルの方式

本業務は公募型プロポーザルにより契約候補者を決定するものとする。

4 プロポーザル選定委員会の設置

契約候補者の選定は、南越前町空家等対策計画改定業務委託プロポーザル選定委員会設置要領に定める審査会が行うものとする。

5 参加要件

プロポーザルに参加できる者（提案者になろうとする者）は、次に掲げる要件を満たすものでなければならない。

- (1)南越前町指名競争入札参加資格者であること。
- (2)地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 に規定するものでないこと。
- (3)南越前町登録業者指名停止等措置要綱に基づく指名停止を受けていない者および指名停止の措置要件に該当しない者であること。
- (4)民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続き開始の申立て、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続き開始の申立てまたは破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定による破産手続き開始の申立てが行われている者でないこと。
- (5)暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員または同条第 2 号に規定する暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を

有していない者であること。

(6) 国税または地方税を滞納していない者であること。(公告日から3ヶ月以内)

6 質問の受付及び回答

(1) 提出期限 令和8年8月26日(水) 17時00分まで(必着)

(2) 提出方法 別添の質問書(様式第6号)により、電子メールにより所管課宛に送信すること。
メールの件名は「南越前町空家等対策計画改定業務委託に係るプロポーザルの質問(会社名)」とする。

注) 電子メール以外の方法で提出された質問に対しては、回答をいたしかねます。

(3) 提出先 南越前町 建設整備課

(4) 回答日 令和8年8月27日(木)

(5) 回答方法 町ホームページに掲載し、回答内容を公表します。

7 参加表明書の作成要領

(1) 参加表明に必要な書類と提出部数(1部)

ア 参加表明書(様式第1号)

イ 会社概要(様式第2号)

ウ 業務実績調書(様式第3号)

エ 業務の実施体制(様式第4号)

(2) 参加表明書の提出

ア 提出期限 令和8年8月28日(金) 17時00分まで(必着)

イ 提出先 南越前町建設整備課

ウ 提出方法 持参または郵送

注) 郵送で提出する場合は、配達日時及び配達されたことを証明できる方法とすること。

8 企画提案書等の作成要領

(1) 企画提案に必要な書類と提出部数(各5部うち4部は写し可)

ア 企画提案書等提出届(様式第5号)

イ 企画提案書

ウ 参考見積書(任意様式)

※その他必要な書類があれば明記すること。

(2) 企画提案書の提出

ア 提出期限 令和8年9月9日(水) 17時00分まで(必着)

イ 提出先 南越前町建設整備課

ウ 提出方法 持参または郵送

注) 郵送で提出する場合は、配達日時及び配達されたことを証明できる方法としてください。

9 プレゼンテーションの実施

(1)参加人数

1者当たりの参加人数は3人までとし、提案書にて届け出た責任者は必ず参加すること。

(2)プレゼンテーションの内容

プレゼンテーションは企画提案書の内容に基づいて行うこと。

(3) プレゼンテーションに要する時間

おおむね20分程度(提案内容説明を約15分、ヒアリングを約5分)とする。ただし、参加者数に応じて、プレゼンテーションの時間配分を調整することがある。

(4)プレゼンテーションに要する機材

参加者にて全て準備すること。プロジェクター及びスクリーンは本町で準備できるので、使用を希望する場合は申し出てください。

10 審査方法

プロポーザルの審査は、次のとおりとする。

(1)第1次審査

参加表明をした者の参加資格について提出書類を審査し第1次審査通過者を選定する。

なお、5者を超える第1次審査通過者があり、全提案者のヒアリング等の実施が困難であると判断される場合は、審査基準に基づいて評価し、上位5者を選定する。

ア 実施日 令和8年8月31日(月)予定

イ 5者を超える第1次審査通過者があり、全提案者のヒアリング等の実施が困難であると判断される場合は、表①の基準に基づき、提出書類の内容を評価します。下位が同点により複数あった場合は、業務実績調書(様式第3号)の内容を重視する。

なお、評価について、内容の確認が必要な場合は、提案者に個別に質問する場合がある。

ウ 第1次審査は事務局(建設整備課)が実施する。

表① 第1次審査の評価項目及び配点

評価項目	評価基準	配点
業務実績	類似する業務実績をどの程度有しているか。 ① 企業の業務実績数(過去5年間) ② ①のうち、官公庁および自治体の業務実績数	20点 (うち①10点、 ②10点)

(2)第2次審査

第1次審査により選考された者から企画提案書についてのプレゼンテーション等を実施し、(3)のアからオまでに示す審査基準に基づいて評価し、最も優れている提案を特定する。

ア 実施日 令和8年9月中旬予定(詳細については別途通知する。)

イ 実施場所 南越前町役場別館

(3)審査基準及び配点

プロポーザルは、次の審査基準表により審査する。

評価項目	評価項目の説明	配点
1 業務についての経験若しくは技術的適性の有無に関する事項	・過去に本業務と同種業務に対する十分な実績を有し、提案された手法の実現性は高いか。	20
2 業務の実施体制	・業務の遂行に必要な体制(組織体制、スケジュール等)が確保されているか。	15
3 業務の実施方針及び実施提案の妥当性	・南越前町の特性(地形、人口、財政など)を踏まえ実行可能で的確な内容となっているか。 ・本業務の目的及び課題等の理解度が高く、仕様書の内容を満たした具体的な提案となっているか。 ・本業務の目的及び課題解決に対して、適切な方針が示されているか。	40
4 業務に要する経費	・本業務に要する経費が適切に見積もられているか。	10
5 その他業務の目的を達成するために有効な事項	・課題解決に有用な提案(独自提案等)がされているか。	15
合 計		100

11 審査結果の通知

(1)第1次審査

審査結果及びプレゼンテーションを実施する旨を書面で通知する。

(2)第2次審査

審査結果を書面により通知する。

12 契約の締結

契約候補者特定後、速やかに随意契約の手続きを行うものとする。この場合において、契約候補者として特定された者から見積書を徴収する。

(1)仕様等の確定について

所管課は、契約締結に向けて、契約候補者と協議を行うが、契約候補者の企画提案書等に記載された全内容を承認するものではなく、協議において、必要な範囲内において企画提案書の項目の追加・変更及び削除を行ったうえで本契約の仕様に反映させることができるものとする。

(2)契約金額について

契約金額は原則として、企画提案時に提出した見積額を超えないこととする。ただし、協議時

に企画提案書等に記載された項目に追加等があった場合はこの限りではない。

(3) 契約書について

契約書は、町が作成する。

13 企画提案書の無効(失格事項)

次のいずれかに該当するときは、その提案者を失格とする。

(1) 提案者が次のいずれかに該当するとき。

- ア プレゼンテーションに出席しなかったとき。
- イ 虚偽の申請を行い、提案資格を得たとき。
- ウ 審査結果通知日までに、提案者が参加資格要件を満たさなくなったとき。
- エ 2案以上の企画提案をしたとき。
- オ 著しく信義に反する行為があったとき。
- カ 契約を履行することが困難と認められるとき。

(2) 提案書が次のいずれかに該当するとき。

- ア 提出方法、提出先、提出期限に適合しないとき。
- イ 定められた作成形式または記載上の留意事項に示された要件に適合しないとき。
- ウ 契約上限金額を公表している場合において、参考見積りの金額が契約上限金額を超過したとき。
- エ 企画提案書の記載内容が、法令違反など、著しく不適当な場合

14 その他留意事項

- (1) 提出期限後の書類の差し替え及び再提出は認めない。
- (2) 提出書類に虚偽の記載をした場合は、提出書類を無効とするとともに、指名停止措置を行うことがある。
- (3) 提出書類は返却しない。
- (4) 提出書類は、契約候補者特定以外には提出者に無断で使用しない。
- (5) 書類の作成及び提出並びにその説明に係る費用は、提出者の負担とする。
- (6) 参加表明書に記載した配置予定の管理技術者および担当技術者は、原則として変更できないものとする。やむを得ない理由により変更する必要がある場合には、町と協議の上、変更の可否を決定するものとする。
- (7) 提出書類について、南越前町情報公開条例に基づく開示請求があった場合は、原則として開示する。(契約候補者特定前において、当該特定に影響を及ぼすおそれがある情報については、特定後の開示とする。)ただし、事業を営む上で、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報などは、同条例の規定により不開示とするため、これらの情報に該当すると考える部分がある場合は、あらかじめ文書により申し出ること。

15 日程

内 容	期 日
公告	令和8年8月17日(月)
質問受付締切り	令和8年8月26日(水)17 時まで
質問回答	令和8年8月27日(木)
参加表明書の受付	令和8年8月28日(金)17 時まで
第1次審査	令和8年8月31日(月)予定
提案書等受付締切り	令和8年9月9日(水)17 時まで
第2次審査	令和8年9月中旬予定※詳細については別途通知します。
結果通知	令和8年9月下旬予定
契約締結	令和8年9月下旬予定
業務開始	契約締結日から

16 担当課(提出先・問合せ先)

〒919-0292 福井県南条郡南越前町東大道 29-1

南越前町建設整備課 担当:三田村(ミタムラ)

電 話 0778-47-8003

FAX 0778-47-3166

電子メール kensetsu@town.minamiechizen.lg.jp

17 施行期間

本要領は、令和8年8月17日から施行し、審査会が契約候補者の選定を終了したことをもって廃止する。